

労働保険加入について

☎ 地域振興課 産業振興係 ☎ 932-1438 (ダイヤルイン)
☎ 932-1151 (内線216)

労働者(パート・アルバイトを含む)を1人でも雇っている事業主は、労働保険(労働保険・雇用保険)に加入することが法律で義務付けられています。

まだ、加入手続きがお済でない事業主の人は、労働者が安心して働ける職場作りと安定した事業経営を図るため、所轄の労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)で加入手続きを行ってください。

☎ 福岡労働局総務部労働保険徴収課
☎ 434-9835

福岡労働局ホームページ



小・中学校の指定学校変更申請について

☎ 子ども教育課 ☎ 687-1594 (ダイヤルイン)
☎ 932-1151 (内線274)

須恵町では、住民登録をしている住所(行政区)により、就学する小中学校を指定しています。しかし、特別な理由などで変更を希望する場合は、申請により学校を変更することができます。

今回、この申請の受け付けを次のとおり行います。変更を希望する人は、必ず期間内に申請を行ってください。

特に、来年4月に新小学1年生・新中学1年生になる人は、新入学などの準備もありますので期間に必ず申請してください。なお、申請されても変更が認められない場合もありますので、ご了承ください。

この申請結果は、令和3年2月中旬までにご自宅に郵送で通知します。

※来年新小学1年生・新中学1年生を迎える保護者宛てに、1月上旬ごろ入学通知書を送付予定です。1月末になっても届かない場合はご連絡ください。

▶ 申請期間 令和3年1月7日(木)～20日(水)
8時30分～17時15分
(土曜・日曜・祝日を除く)

※令和3年1月20日(水)は20時まで受け付け。

▶ 持ってくるもの 印鑑(認印)

▶ 申請先 子ども教育課 2階窓口

令和3年度 競争入札参加資格審査申請の受付について

☎ まちづくり課 ☎ 932-1153 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線345)

令和3年度の競争入札参加資格審査申請(工事・業務委託・物品)は、コロナ禍における事業者の負担軽減を図るため、2019・2020年度に受け付けされた事業者については、下記書類の提出をもって1年間の延長を行います。

併せて、追加事業者の登録受付を行います。今回、追加で登録された事業者の登録有効期間は、令和3年4月1日～令和4年3月31日までの1年間になります。詳しくは、須恵町ホームページをご覧ください。

▶ 書類提出および受付期間
令和3年1月6日(水)～令和3年1月29日(金)

▶ 申請要領および様式
追加申請を希望される場合は、須恵町ホームページからダウンロードしてください。

- ▶ 書類提出方法
郵送のみ(令和3年1月29日(金)消印有効)
- ▶ 延長申請時の提出書類
【共通】
- 須恵町競争入札参加資格延長申出書
 - 国税および地方税に未納・滞納がない証明書
- 【該当希望業種】
- 建設工事など→経営規模等評価結果通知書
国、県の許可(登録)証明書
 - 測量・建設コンサルタントなど
→国、県の許可(登録)証明書
 - 物品製造など→営業に必要な許可書等の写し
- ※詳しくは須恵町ホームページをご確認ください。

☎…問い合わせ先

新入学準備金(就学援助)申請受付について

☎ 子ども教育課 ☎ 687-1594 (ダイヤルイン) ☎ 931-1151 (内線273)

就学援助は、経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品費・給食費、新入学学用品費、修学旅行費などの一部を援助する制度です。

対象は、就学援助認定基準により経済的に困難と認められる人です。

この度、令和3年度に新1年生(小学生・中学生)となる児童生徒がいるご家庭へ、就学援助の一部である新入学学用品費のみ先行して令和3年3月に支給を行います。

希望する保護者は、期間内に申請してください。

- ▶ 対象者
- 申請期間内に「令和3年度新入学準備金受給申請書」を提出された人
 - 申請期間、須恵町内で住居登録がある人で、令和3年度に須恵町立小中学校に入学する児童生徒の保護者
 - 就学援助認定基準により経済的に困難と認められる人
- ※生活保護を受給している世帯は、対象になりません。

▶ 申請期間 令和3年2月1日(月)～17日(水)まで
8時30分～17時15分まで
(土曜・日曜・祝日を除く)

※令和3年2月17日(水)は夜間役場のため20時まで受け付け

※申請期間を過ぎた場合は、対象となりません。

▶ 申請場所 子ども教育課 2階窓口

- ▶ 持ってくるもの
- 印鑑(認印)
 - 校納金振替口座を希望する通帳(西日本シティ銀行または粕屋農協のみ)

▶ 提出書類
令和3年度新入学準備金受給申請書(子ども教育課窓口備え付け)
※令和2年1月2日以降、須恵町に転入した世帯は、18歳以上の世帯全員の令和2年度所得証明書が必要です。

次の書類をお持ちの人は、各書類の提出が必要です。

- 児童扶養手当の証書
- 遺族年金・障害年金の受給金額がわかる書類



☎…問い合わせ先